

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月15日
【四半期会計期間】	第34期第3四半期（自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日）
【会社名】	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社
【英訳名】	LEVI STRAUSS JAPAN KABUSHIKI KAISHA
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 パスカル・センコフ
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03（5785）5600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 長谷川 俊介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03（5785）5600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 長谷川 俊介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第3四半期 累計期間	第34期 第3四半期 累計期間	第33期
会計期間	自平成25年 12月1日 至平成26年 8月31日	自平成26年 12月1日 至平成27年 8月31日	自平成25年 12月1日 至平成26年 11月30日
売上高 (百万円)	7,602	7,921	10,810
経常利益又は経常損失 () (百万円)	767	81	932
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 () (百万円)	860	20	1,034
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	5,213	5,213	5,213
発行済株式総数 (千株)	28,952	28,952	28,952
純資産額 (百万円)	1,586	1,433	1,413
総資産額 (百万円)	5,768	5,071	5,106
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額 (円)	29.75	0.71	35.74
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	27.5	28.3	27.7

回次	第33期 第3四半期 会計期間	第34期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成26年 6月1日 至平成26年 8月31日	自平成27年 6月1日 至平成27年 8月31日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	14.10	7.64

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第33期及び第33期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第34期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容につきまして、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、締結した重要な契約は次のとおりであります。

相手方	内容	契約期間	対価
リーバイ・ストラウス・アンド・カンパニー（米国）	ライセンス契約	平成26年12月1日から 平成30年11月30日まで	利益率に応じた額

（注）上記についてはロイヤリティとして利益率に応じた変動料率を売上に乗じて算定した額を支払っております。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日において当社が判断したものであります。

（1）業績の状況

当社の第3四半期累計期間（平成26年12月1日～平成27年8月31日）の売上高は前年同期比3億18百万円増加の79億21百万円（対前年比4.2%増）となりました。昨年より品揃え強化を行なっている定番商品であるデニムのロングボトムス以外の商品の売上が伸びました。また、円安を背景とした外国人旅行者の購買の後押しにより、アウトレットでの販売が好調でした。

また、返品調整引当金戻入後の差引売上総利益は、昨年同時期と比較して在庫高調整が進み収益率の高い販売ができたことに加えて当第3四半期に親会社と締結した新ライセンス契約によりロイヤリティが減少したため、9億25百万円増加（対前年比34.4%増）の36億15百万円となりました。

販売費及び一般管理費については、テレビCMなど積極的な広告宣伝費への投資や売上増加に伴い販売費が増加しましたが、組織合理化による人件費の削減と相殺された結果、前年同期比30百万円増加（前年同期比0.8%増）の35億81百万円となりました。この結果、34百万円の営業利益（前年同期比で8億95百万円の改善）となりました。

また、営業外収益は在庫の損害を填補する保険金31百万円を受け取り、営業外収益合計は53百万円となりました。

この結果、経常損益は81百万円の経常利益（前年同期比で8億48百万円の改善）となり、税引前四半期純利益及び四半期純利益はそれぞれ44百万円（前年同期比8億79百万円の改善）、20百万円（前年同期比8億81百万円の改善）となりました。

（2）財政状態の分析

（資産）

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて34百万円減少し、50億71百万円となりました。これは、主に現金及び預金が3億60百万円、売掛金が2億80百万円それぞれ減少し、商品及び製品が2億78百万円、未収入金が2億85百万円それぞれ増加したことによるものです。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べて55百万円減少し、36億38百万円となりました。これは、主に未払金が6億17百万円減少し、買掛金が5億8百万円増加したことによるものです。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて20百万円増加し、14億33百万円となりました。これは、四半期純利益により利益剰余金が増加したことによるものです。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,800,000
計	100,800,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年10月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	28,952,000	28,952,000	株式会社東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	28,952,000	28,952,000		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年6月1日～ 平成27年8月31日	-	28,952,000	-	5,213	-	1,541

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」について、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 22,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 28,877,000	28,877	-
単元未満株式	普通株式 53,000	-	-
発行済株式総数	28,952,000	-	-
総株主の議決権	-	28,877	-

【自己株式等】

平成27年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社	東京都港区南青 山一丁目1番1 号	22,000	-	22,000	0.08
計	-	22,000	-	22,000	0.08

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年12月1日から平成27年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwCあらた監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あらた監査法人は、平成27年7月1日をもって名称をPwCあらた監査法人に変更しております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年11月30日)	当第3四半期会計期間 (平成27年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	828	467
売掛金	1,255	975
商品及び製品	2,241	2,520
未収消費税等	281	292
その他	114	406
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	4,720	4,659
固定資産		
有形固定資産	210	222
無形固定資産	12	12
投資その他の資産	162	177
固定資産合計	386	411
資産合計	5,106	5,071
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,568	2,077
短期借入金	-	199
未払金	1,100	483
未払法人税等	23	33
返品調整引当金	318	263
資産除去債務	-	6
その他	429	358
流動負債合計	3,440	3,421
固定負債		
退職給付引当金	114	68
資産除去債務	131	142
その他	6	6
固定負債合計	252	216
負債合計	3,693	3,638
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,213	5,213
資本剰余金	1,541	1,541
利益剰余金	5,320	5,299
自己株式	21	21
株主資本合計	1,413	1,433
純資産合計	1,413	1,433
負債純資産合計	5,106	5,071

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年12月1日 至 平成27年8月31日)
売上高	7,602	7,921
売上原価	4,279	4,232
その他	681	127
売上総利益	2,641	3,561
返品調整引当金戻入額	49	54
差引売上総利益	2,690	3,615
販売費及び一般管理費	3,551	3,581
営業利益又は営業損失()	860	34
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	64	-
為替差益	1	1
受取手数料	23	18
受取保険金	-	31
雑収入	3	0
営業外収益合計	93	53
営業外費用		
支払利息	0	0
雑損失	-	5
営業外費用合計	0	6
経常利益又は経常損失()	767	81
特別損失		
固定資産除売却損	4	0
特別退職金	63	37
特別損失合計	67	37
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	835	44
法人税等	25	23
四半期純利益又は四半期純損失()	860	20

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期会計期間より適用しています。これにより、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の算定方法を変更しています。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年12月1日 至 平成27年8月31日)
減価償却費	65百万円	54百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成25年12月1日 至 平成26年8月31日)

当社は、商品内容及び製造方法ならびに顧客の種類の類似性等から判断して、区別すべき事業セグメントの重要性が乏しいため、報告セグメントはリーバイスジーンズ事業を中心とした単一であることから、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 平成26年12月1日 至 平成27年8月31日)

当社は、商品内容及び製造方法ならびに顧客の種類の類似性等から判断して、区別すべき事業セグメントの重要性が乏しいため、報告セグメントはリーバイスジーンズ事業を中心とした単一であることから、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成25年12月1日 至 平成26年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年12月1日 至 平成27年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	29円75銭	71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	860	20
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	860	20
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,933	28,929

(注) 第33期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第34期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年10月15日

リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社

取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 池之上 孝幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリーバイ・ストラウス ジャパン株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第34期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年12月1日から平成27年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社の平成27年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。